

## 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学情報セキュリティ対策基本方針

令和3年4月1日 規則第25号

(目的)

第1条 静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）は、本学の基本理念と使命を実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

(方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学は情報セキュリティ対策基本規程（以下、「対策基本規程」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) インシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) (1)～(5)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

(義務)

第3条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者並びに管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、静岡社会健康医学大学院大学学則及び本学が定める就業規則に則って行うほか、それぞれの規程に定めるところによる。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。